

ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化緊急対策事業公募要領

1 ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化緊急対策事業の概要

(1) 事業内容

放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条（3）のとおり。

(2) 実施主体

市町村（一部事務組合、広域連合及び市町村の連携主体を含む。）及び第三セクター法人

(3) 交付対象経費の範囲

交付要綱別表のとおり。

(4) 交付額

市町村については事業費の2分の1、第三セクター法人については3分の1を上限として交付する。

なお、交付下限額が100万円のため、1事業区分ごとに、実施主体が市町村の場合は事業費200万円、第三セクター法人の場合は事業費300万円以上の事業を対象とする。

2 応募方法

(1) 提出書類

ア 公募申請書【実施マニュアル II 8別紙2】

イ ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化緊急対策事業費補助金交付申請書【交付要綱様式第1号】

ウ 補助事業の概要（交付要綱に定める添付資料を含む。）【交付要綱様式第1号 別紙1 第3】

エ 工事概要書【交付要綱様式第1号 別紙3】（工事を要する場合のみ）

オ 見積書【実施マニュアル 資料9-1、資料9-2】

※ 公募の段階においては、正式な公文書の提出は不要。

(2) 提出部数等

正本1通に副本1通、CD-R（1枚）等の電子媒体を添えて提出すること。

(3) 提出先・提出期限

公募開始の日（令和元年9月9日（月））から9月18日（水）12:00（必着）までの間に、正本1通、副本1通及びCD-R等の電子媒体1式を管轄する総務省総合通信局等に持参又は郵送により提出すること。なお、提出書類の返却は行わない。

3 評価基準・選定方法

(1) 評価基準

申請内容について、以下のアを基礎としつつ、イからカに記載した観点等からの評価を加点要素として、総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

ア 交付要綱第3条（3）で定める「補助目的」に合致していること【必須要件】

イ 交付要綱第3条（3）イ及びウで定める地域の中でも、自然的・地理的条件がより不利な地域や財政力指数がより低い地域が対象とされており、ケーブルテレビネットワークの光化の地域均衡が積極的に図られるものであること

ウ 災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保や、耐災害性の強化、超高精細度映像（4K・8K放送）の視聴環境の構築について、より具体的・効果的な計画を有していること

- エ 事業の規模や整備内容が効率的かつ効果的であること
- オ 技術上・制度上、実現可能なものであり、計画の実施や事業の継続について一定の確実性があること
- カ 事業基盤の強化による取り組みが行われていること 等

(2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、評価基準に基づき、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択候補の内示を行う。

(3) 交付決定

上記(2)で採択候補の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

(4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた使途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

4 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

令和元年 10月中	採択候補先内示・本申請
本申請後すみやかに	交付決定

5 その他

交付要綱、実施マニュアル等の関係資料は、総務省ホームページ「ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化緊急対策事業」

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber_emergency.html

に掲載（関係資料については、内容を更新することがあるため、申請の際に最新版を確認すること。）。

6 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記 URL に掲載される「実施マニュアル」を参考に、管轄する総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。